

秋田市教委告示第15号

秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件

令和7年10月31日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝哉

秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。

秋田市立小学校通学区域表の土崎小学校の表を次のように改める。

土崎小学校	
土崎港中央	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目3番1号～3番7号、七丁目3番16号～3番30号
土崎港東	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目1番～4番
土崎港西	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目
土崎港南	一丁目1番26号～1番50号（※高清水小学校）、一丁目2番、一丁目3番18号～3番48号（※高清水小学校）、一丁目4番23号～4番35号（※高清水小学校）、一丁目5番～14番、二丁目3番17号～3番68号（※高清水小学校）、二丁目4番～6番
将軍野	東一丁目1番～6番、東二丁目、東三丁目1番～3番、南五丁目12番、桂町1番～22番、桂町25番～29番、向山4番～5番
土崎港相染町字	大浜、中島下
土崎港	御蔵町、穀保町、下浜町
土崎港古川町字	相染境、古川添下

秋田市立小学校通学区域表の土崎南小学校の表を削る。

秋田市立小学校通学区域表の高清水小学校の表土崎港南の項中「土崎南小学校」を「土崎小学校」に改める。

秋田市立小学校通学区域表の河辺小学校の表河辺北野田高屋字の項を次のように改める。

河辺北野田高屋字	大木沢、大滝沢、大簾沢、大稗田沢、大谷地、小高、上堂ヶ沢、雷谷地、上盤昌、上前田表1番地～102番地、上山井沢、神田、茱萸野、茱萸野表、茱萸野下川、栗山沢、黒沼、黒沼上堤下、黒沼下堤下、榊表1番地～54番地、獅子岱、下山井沢、高橋、高屋、滝沢、竹ノ子沢、堂ノ前、木賊沢、中山井沢、畠ノ沢、畠務沢、鼻峰沢、前田、前田表、務沢、桃ノ木沢、森ノ沢、薬師沢
----------	--

秋田市立小学校通学区域表の河辺小学校の表河辺高岡字の項の次に次のように加える。

河辺戸島字	井戸尻下、井戸尻台、上野、大堤下、大堤山、大古川、沖田表、ヲソノ、上高屋、上祭沢、川苗代、北ノ沢駒坂台、下久保丸山向川原、酌子、白熊沢、千刈田、館下、戸島館、中川原、中田、七曲石坂台、七曲下、七曲台、野田、野田山小堤下、稗田、藤島、町尻、三嶽、本町、下久保、丸山、向川原
河辺豊成字	一ノ割、大川越、ヲカナ沢、虚空蔵大台滝、坂ノ下、祖神台、古川敷、古川添、宮下、館下
河辺畠谷字	大沢、大又、蟹沢、川向、岱、中村、丸山

秋田市立小学校通学区域表の河辺小学校の表河辺松渕字の項を次のように改める。

河辺松渕字	岩箱向、大土手下、大森沢、小川向、街道北、街道北下段、風無沢出口、風無台、金神、川原田、川原田家
-------	--

ノ後、行人塚、三十郎川原、下袋、捨り水、高田、高
山下、中村、沼袋、東沢、松木台、松渕、餅田沢、大
滝沢、小川原

秋田市立小学校通学区域表の戸島小学校の表を削る。

秋田市立小学校通学区域表の（住所地にかかる要件によって指定校が異なる地区）の表土崎港中央二丁目3番56号の項から広面字碇の項までを削り、同表下北手桜字宮ヶ沢の項中「下北手小学校」を「広面小学校」に改める。

附 則

施行期日は、令和8年4月1日とする。